

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおりおしらせします。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

<p>(1) 現状の課題</p> <p>乗合バス車両のバリアフリー化整備を進めるべくノンステップバスの導入を推進しているが、ノンステップバス導入率は、適用除外認定車を除き、2020年度末現在で57%となっている。</p> <p>高速バス車両については、コスト面、運用面から困難となっており、バリアフリー化した車両は導入していない。</p> <p>(2) 今後の対応方針</p> <p>車両の更新にあわせて、ノンステップバスを導入する。また、移動等円滑化のために必要な役務をスムーズに提供できるよう、継続的な教育訓練を行う。</p>

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	・ノンステップバスを2両導入する。(2021年度)

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
旅客の乗降支援	・車いすでも円滑に乗降できるよう、継続的に訓練を実施し、乗降時の円滑な支援を行う。(2021年度)

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車いすでの利用方法の周知	・車いすでもバスを利用しやすいように、乗降方法についてウェブサイトなどを通じて周知を図る。(2021年度)

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
情報提供の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・行先表示器の視認性向上のため、LED表示器の表示色を白色に順次変更する。(2021年度1台) ・車内の運賃表示器を後方からでも確認しやすい大型液晶フルカラーモニターに順次変更する。(2021年度1台)

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の技術向上	<ul style="list-style-type: none"> ・乗客の安全を確保するために留意すべき事項について教育を行う。(2021年度)

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
広報及び啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・優先席の利用について車内ステッカーや車内放送で周知する。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> ・電話やはがき等で寄せられる利用者の意見を社内で共有するとともに、指導、教育改善に活用する。
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
	なし	

V 計画書の公表方法

・ウェブサイトに掲載する。

VI その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおりお知らせします。

I 2020年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバス	・ノンステップバスを5両導入する。(2020年度)	・計画通り5両導入した。

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車いすの利用方法の周知	・車いすでバスを利用しやすいように、乗降方法についてウェブサイトなどを通じて周知を図る。	・役務に関するガイドラインを参考にするため、来年度以降実施することとした。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
情報提供の拡充	・行先表示器の視認性向上のため、LED表示器の表示色を白色に順次変更する。(2020年度6台) ・車内の運賃表示器を後方からでも確認しやすい大型液晶フルカラーモニターに順次変更する。(2020年度6台)	・行先LED表示器白色に5台変更した。 ・大型液晶フルカラーモニターに5台変更した。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員の知識向上	・乗務員に対し、乗客の安全を確保するために留意すべき事項について教育を行う。(2020年度)	・全乗務員を対象に集合教育を実施した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・電話やアンケートはがき等で寄せられる利用者の意見を社内で共有するとともに、改善に活用した。

(3) 報告書の公表方法

・ウェブサイトに掲載する。

(4) その他

--

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(2021年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数							公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数					
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数		
					計	スロープ板を備 えたもの	リフトを備え たもの		計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの	計	うちス ロープ 板を備 えたも の	うちリ フトを 備えた もの
前年度車 両数	185	110	64	37	9	0	9	75	70	0	5	5	0	0
年度内に 供用を開 始した車 両数	6	5	5	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
年度内に 供用を廃 止した車 両数	5	4	3	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
年度末車 両数	186	111	66	36	9	0	9	75	70	0	5	5	0	0

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第6号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。